

市川市水害ハザードマップの制作業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 市川市水害ハザードマップの制作業務委託

2 業務目的

本業務は、本市で想定し得る最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定及び水害時の避難方法等を掲載した水害ハザードマップを作成することにより、市民が平常時に本市の水害特性や水害時の避難行動等を予め学習することができ、災害時には水害ハザードマップを活用して適切な情報を入手し、安全な避難行動をとることができるようにすることを目的とする。

3 納入場所

- (1) 大洲防災公園備蓄倉庫（市川市大洲1丁目18番）
- (2) 市川市塩浜第2防災倉庫（市川市塩浜4丁目2番5号）

納入方法・納入部数の内訳については、委託者と協議のうえ決定すること。

4 委託期間 契約日翌日から令和2年2月28日まで

5 担当部署 市川市危機管理室地域防災課

6 業務内容

(1) 作業スケジュール等の提出

受託者は、契約後10日以内に契約から納品に至るまでの作業スケジュール及び制作に係る組織体制図を作成し、提出するものとする。

精度を求める図面のため、測量技師を配置し、縮尺・図式に基づいた地図調製を行うこと。業務打合せは、業務着手時、中間3回、成果品納入時の計5回以上とする。なお、業務着手時、業務完了時は測量技師が立ち会うものとする。

(2) 編集、デザイン業務

受託者は、業務の目的を達成するために、立案をはじめ、全体の進行やデザインの方針の決定やページのバランス、原稿のチェックを適切に行いながら、文字、写真及びイラストなどの多様な要素を効果的に配置し、目的に沿った適切な配色やイメージによるレイアウトを構築し、印刷するものとする。

色や文字について、齢や身体能力に左右されることのない、配色や文字の大きさ等を配

慮したメディアユニバーサルデザイン（MUD）を用いた作成を行なうこと。

バリアフリーの観点からユニバーサルフォントを使用すること。

原案の作成に当たっての立案、デザイン、編集の方針については、委託者と協議の上、決定するものとする。その上で、原案を作成し、それらを委託者に提示し、委託者の承諾を得て制作業務に移行するものとする。

7 成果物の規格

(1) 水害ハザードマップ冊子および折り込み地図

- | | |
|---------|---|
| ア) 規 格 | 冊子 JISA 4 判 (20 ページ)
折り込み地図変形 A1 判 (800×560mm) |
| イ) 印刷部数 | 250,000 部 |
| ウ) 印刷形態 | 表紙 両面カラー (片面ニス引き)
本文 両面カラー
地図 両面カラー |
| エ) 紙 種 | 表紙 アートポスト菊判 153kg
本文 再生マットコート A 判 57.5kg
地図 再生マットコート A 判 57.5kg |
| オ) 製 本 | 中綴じ (1 穴あけ、地図：経本四つ折り後二つ折り、
表紙裏ポケット加工に地図を折り込むこと) |
| カ) 校正 | 原則として 5 回、色校正 2 回程度とする。
(毎回の校正において、2 部を出力して提出すること。) |
| キ) 納 期 | 令和 2 年 2 月 28 日 |

(2) 電子データの提出

本業務の印刷物原版をイラストレーター等 DTP で編集できる形式と PDF 形式で CD-R に保存し、2 部提出するものとする。

8 市が提供するデータ

以下に示すものについては、市より提供を行う。

- (1) 市川市洪水ハザードマップ(現行)の電子データ(pdf 形式)
- (2) 真間川及び江戸川氾濫時の浸水想定図(JPEG 等画像形式)
- (3) 避難所等の住所等を載せた一覧(Excel 等)
- (4) 高潮浸水予測図の画像データ(SHAPE, JPEG 等)
- (5) 危険がけ地等が地図上に表記された画像データ等(JPEG 等画像形式)

- (6) 水害ハザードマップ（冊子）に使用するデータ等
- | | |
|----------------|----------------|
| 文字デジタルデータ | 20ページ(Word) |
| 罫表デジタルデータ | 20点(Excel) |
| 図版デジタルデータ | 50点(JPEG 画像形式) |
| 写真デジタルデータ（カラー） | 10点(JPEG 画像形式) |
- (7) 水害ハザードマップ（A1 地図）に使用するデータ等
- | | |
|----------------|----------------|
| 文字デジタルデータ | 1式(Word) |
| 罫表デジタルデータ | 10点(Excel) |
| 図版デジタルデータ | 20点(JPEG 画像形式) |
| 写真デジタルデータ（カラー） | 10点(JPEG 画像形式) |

9 原稿

- (1) 地図の縮尺について、それぞれ 30,000 分の 1 程度とする。なお、基図は 10,000 分の 1 程度の精度を有し、国土地理院の承認または都市計画図の使用承認を得たものを使用すること。公的な地図作成のため、受注者が保有する地図データは、使用しないこと。
- 国土地理院の測量成果を使用する場合は、測量法 30 条にもとづく地図の使用承認申請を行うこと。申請書の作成については受注者が行い発注者に書類を提出すること。
- (2) 浸水想定を、画像データ等をもとに地図上に分かりやすく表示すること
- (3) 避難所を地図上に表示するとともに、一覧を表示すること
- (4) がけ崩れ警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域を地図上に表示すること
- (5) 地図上に河川や道路、駅名、主要な建物を分かりやすく表示すること
- (6) 表紙及び情報掲載ページ等の更新に伴い、新たなイラストや図等の作成・挿入を担当と協議し、掲載すること
- (7) その他、文言等軽微な修正については、両者協議のうえ訂正すること。

10 納品方法

- 1箱に200部詰めとし、箱単位で納品すること。
 (箱の内部で50部ごとに梱包すること。詳細は委託者と協議の上決定すること。)

11 添付書類

- (1) 別紙1 完了届
 (提出期限：業務完了後、契約期間終了日までに委託者に提出すること)

12 成果品に係る著作権等

- (1) 成果品に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作権者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権の制限
 - ア) 受託者は、委託者に対し、次に掲げる①～④の行為をすることを許諾する。
 - ①成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
 - ②成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。
 - ③著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - ④成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。
 - イ) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。
 - ウ) 受託者は、委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (3) 第三者の著作権等の侵害の防止等
 - ア) 受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。
 - イ) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

13 その他

- (1) 納入物品は、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- (2) 納入物品に不都合箇所が発生した場合は、無償で取替えを行うものとする。
- (3) 契約者は、本契約の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。また、本契約の履行による個人情報の取扱いにあたっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (4) 契約者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (5) この特記仕様書に定めのない事項については、印刷製本請負契約書（「印刷製本請負契約書約款」を含む）に定めるとおりとする。
- (6) その他不明な点は、担当職員と協議するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。